



平成28年3月18日
港湾局技術企画課技術監理室

港湾荷役機械の維持管理を推進

～「港湾荷役機械の維持管理計画策定ガイドライン」を策定～

コンテナクレーンなどの港湾荷役機械の効果的で効率的な維持管理を行うことを目的に、港湾荷役機械の維持管理計画の策定の基本的な考え方をとりまとめた「港湾荷役機械の維持管理計画策定ガイドライン」を策定しました。

既存港湾施設の老朽化が進む中、国民の命と暮らしを守るため、国土交通省港湾局では、港湾施設の老朽化対策を進めております。

港湾施設の1つである港湾荷役機械に関しても老朽化対策は重要な課題であり、国土交通省港湾局では、外部有識者から構成される「コンテナクレーンの逸走防止・維持管理検討会」で検討を進め、このたび「港湾荷役機械の維持管理計画策定ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」という。）をとりまとめたので、お知らせいたします。

本ガイドラインの策定により、港湾荷役機械の設置者等が定める維持管理計画の内容がより一層充実したものとなり、港湾荷役機械の適切な維持管理が推進するものと期待されます。

本ガイドラインの特徴

- 港湾荷役機械の維持管理計画の策定の基本的な考え方をとりまとめた第1部「総論」に加えて、第2部「作成事例」において、維持管理計画書の具体的な作成イメージを提示。
- 港湾荷役機械は多数の機械部品や電気装置から構成され、また、月例検査や年次検査が規定されている等、その他の港湾の施設とは異なる特徴を有する。港湾の施設全般を対象とした維持管理計画の策定の基本的な考え方は「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン」（国土交通省港湾局、平成27年4月）にとりまとめられているが、本ガイドラインは港湾荷役機械に特化したもの。

添付資料

- 「コンテナクレーンの逸走防止・維持管理検討会」委員名簿
- 「港湾荷役機械の維持管理計画策定ガイドライン」概要

※ 「港湾荷役機械の維持管理計画策定ガイドライン」は、国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000051.html) より入手可能。

問合せ先：

国土交通省港湾局技術企画課技術監理室 辰巳、加藤

TEL：03-5253-8111（内線46-633/46-635）03-5253-8681（直通）

FAX：03-5253-1652